

裁 決 書

審査請求人

大阪市住之江区

同代理人

弁護士

同代理人

弁護士

同代理人

同代理人

弁護士

処 分 庁

大阪市住之江区保健福祉センター所長

審査請求人が、平成18年12月19日付けで提起した生活保護法に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成18年10月13日付けで行った生活保護法に基づく保護変更決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成18年10月13日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件変更決定」という。）の取り消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件変更決定は、請求人と■■■■（以下「■■■■」という。）を同一世帯であると認定したうえ、2人世帯としての生活保護費を支給するというものである。そもそも、法が世帯単位の原則（法10条）を採用したのは、通常、市民が生活をしていく上で、その収入や支出は、いわゆる家計として世帯単位でなされていることから、個人単位の原則を排除してなされたものである。したがって、世帯の認定の中心となるべき要件は、家計を同じくすることであり、同一の住居にいるか否かではない（『改訂増補・生活保護法の解釈と運用』小山進次郎著）。

本件において、両名の間には、①何ら親族関係がなく、②法律上何らの扶養義務関係がなく、③住民票上も別世帯であることについては、争いがない。そのうえ、以下に指摘するように、両名

は、④家計もまったく別である。すなわち、両名は、それぞれ自己の収入を各人で管理しており、その管理状況については、各人がそれぞれ家計簿をつけている。

そして、家賃、及び、光熱費については、すべて両名で折半している。日用品については、基本的には各人がそれぞれ自己の使用するものを購入しており、両名が共通に使用する物については、購入費用をすべて折半している。食事については、それぞれアルバイト先で食べることが多く、二人の食事を一緒に調理することはほとんどない。洗濯も原則として各人がそれぞれ別々に洗濯している。

以上の諸事情からすれば、両名を同一世帯と認定することはできないのであって、両者はそれぞれ別の世帯として認定され、別の世帯として保護が開始されなければならない。にもかかわらず、両名を同一世帯として認定した本件変更決定は明らかに違法である。

(2) また、両名を同一世帯として認定した本件変更決定は、以下に述べる点において、不当である。すなわち、両名は、まったく親族関係がなく、法律上の扶養義務関係にもないにもかかわらず、本件処分は、請求人を世帯主であるとみて、請求人に対して2名分の保護費を支給するものであって、 に対して保護費を支給するわけではない。つまり、2名分の保護費を受け取った請求人がそれをどのように費消するかについて、法的には、 には何らの権限もないのであり、万が一、請求人が保護費を個人的に費消してしまっても、 としては如何ともしがたいのである。

また、両人とも、現在は、それぞれアルバイト収入があり、このアルバイト収入の一部が収入認定されているところ、各人とも月によってアルバイト収入の金額が変動するため、2人世帯として支給されている保護費のうち、いくらが請求人に対して支払われ、いくらが に対して支払われたのか、計算することが容易ではない。しかも、勤労に伴う必要経費(勤労控除)については、世帯のなかの1人目と2人目とでは、控除される金額が異なっている(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知(以下「厚生事務次

官通知」という。)第7-3-(4)参照)。それゆえ、請求人と
■■■■とで、支給された2名分の保護費をどのように分配すべきか
を計算することはほとんど不可能である。二人それぞれが別々に
自立に向けて努力しているにもかかわらず、両名の収入が渾然一
体となって計算されてしまうため、かえって、両名の自立が阻害
されかねない結果となっているのであり、きわめて不当である。

(3) さらに、本件変更決定が両名を同一世帯と認定したことは、以
下に述べる点においても違法かつ不当である。すなわち、平成
18年3月15日に両名が現住所地において同居を開始した時
点においては、請求人についてのみ、単身世帯として、生活保護
が支給されていた。つまり、処分庁も、その時点においては、両
名は別々の世帯であると認定していたのである。

その後、両名の生活実態はなにも変化がないにもかかわらず、
本件変更決定時には、突如として、従前の認定を覆して、両名を
同一世帯と認定するに至ったのであるが、このように認定が変更
されることについては何らの説明もなされていない。

(4) 以上のとおり、本件処分は、違法かつ不当であって不服である。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

(1) 平成18年3月15日以降、請求人と■■■■が現住所地において
同居していること。

なお、両名は住民基本台帳上、別世帯であり、また戸籍上、
親族関係及び扶養義務関係にないこと。

(2) 平成18年3月23日付けで、処分庁は請求人に対し、■■■■
■■■■区からの移管により、同年5月1日から単身世帯として保護
を開始する旨通知したこと。

この時点で、■■■■は、就労収入があり、保護を受給していなかつたこと。

- (3) 平成18年10月2日、処分庁は、■■■■から、収入がなく困っていることを理由とした保護開始申請書を受理したこと。
- (4) 平成18年10月13日付けで、処分庁は請求人に対し、同月1日付けで■■■■を同一世帯員として保護を開始する旨通知したこと。
- (5) 処分庁が提出した弁明書には、生活保護手帳の「別冊問答集問3の答えにも世帯員のひとりが自己の得た収入のうち若干および相当部分を家計の中心者に手放すことなく、直接物資の購入等にあてている事実があるとしても、そのことはその者をそれ以外の者と別世帯として認定する決定的な要素とはならない、とある。」「同一の住居に居住し、生活を営んでいるのであれば同一世帯と認定するのが適当であると思料する。本件については有機的な生活共同体が構成されていることが推測され、別世帯と認定する根拠はきわめて薄弱といわざるを得ないものである。」と記載されていること。

2 判 断

- (1) 法第10条では、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定されている。

なお、「世帯」とは、通常社会生活上の単位として、居住及び生計をともにしている者の集まりをいうが、法に規定する「世帯単位の原則」における「世帯」は、保護が経済的援護を主体とするところから、主に生計の同一性に着目して、社会生活上現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をさしていわれていると解されている。

- (2) 厚生事務次官通知第1では、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として同一世帯員として認定すること。」と規定しているが、これは、生計を一にしているか否かの認定が

主として事実認定の問題であるところから、比較的事実認定が容易な同一居住という目安をあわせてもちいることとしたものである。他に重要なものとしては、居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性）があるが、判定が困難なケースについては、更に消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即して適正な世帯認定を行うこととされている。

(3) ところで、生活保護手帳の別冊問答集問3の答えには、設問においては、甲、甲の子乙及び丙の三人世帯において、甲の発病により、乙の給与収入が世帯の唯一の生計源となっていること、乙が購入した物資を世帯員が共同で消費していること等の事実がみられ、甲、乙及び丙の3人をもって有機的な生活共同体が構成されていることが推察されることから、甲及び丙と乙とを別世帯と認定する根拠は極めて薄弱であるといわざるを得ないとされている。

(4) そこで、処分庁は、前記第2の1の(5)の認定事実のとおり生活保護手帳の別冊問答集問3の答えを引用し、請求人と■が別世帯と認定できない旨主張するが、当該事例については、上記(3)のとおり甲の子である乙の給与収入が世帯の生計源であり、乙が購入した物資を親族関係にある世帯員が共同で消費していること等の事実がみられることから、本件とは異なる事例であって、参考とすべき事例にはならないと考えられる。

(5) 本件の場合、前記第2の1の(1)の認定事実のとおり、請求人と■は、まず、①住民基本台帳上、別世帯であること、②親族関係にないこと、③扶養義務関係にないこと、が認められるため、居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性）において、請求人と■が、同一居住であることをもって、ただちに同一世帯であると判断するのは無理がある。次に、前記(1)及び(2)のとおり、「世帯」は、社会生活上現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められることが必要であるが、これについては、家庭訪問等により、請求人らの居住実態を把握し、家計簿等

の提示を求めて、消費生活の実状を把握して、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるか否かを判断すべきところ、処分庁はこれらの必要な調査をせずに、本件変更決定を行ったものと認められる。

(6) また、処分庁は、前記第2の1の(1)及び(2)の認定事実のとおり、請求人と■が、同一住居で生活していたにもかかわらず、請求人の単独世帯として保護を開始したことが認められ、処分庁が両名が有機的な生活共同体であるとはみていなかったにも関わらず、本件変更決定において同一世帯として扱ったことは、恣意的であるといわざるを得ない。

(7) したがって、本件変更決定については取り消すのが妥当であると判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成20年6月3日

審査庁 大阪府知事 橋下



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。